

相続法改正で配偶者保護手厚く

知らなきや損する

民法では、人が亡くなった場合、亡くなった人(被相続人という)の財産がどのように承継されるかなど、基本的な相続のルールを定めています。このような相続について規定している部分が「相続法」です。

相続法については、1980(昭和55年)以来、大きな見直しはなかったのですが、平均寿命は延び、高齢化社会が進展し、相続開始時の配偶者の年齢も高齢化によって、配偶者保護の必要性などが高まりました。

このような社会経済情勢の変化や残された配偶者の生活に配慮するために、約40年ぶりに、配偶者の居住権を保護するための方策や遺言活用の促進、相続をめぐる紛争防止など、図表のような改正が一部を除き、2019年7月1日に施行されます。そこで今回と次回で、相続法改正の内容について解説したいと思います。

2019年1月13日から施行されたのが、遺言制度の見直しとして「自筆証書遺言の方式緩和」です。改正前は、自分でルールに従って手書きで遺言書(自筆証書遺言)を作成する際の財産目録(被相続人の財産が一覧で判別できるようにした表)も手書きする必要がありました。今回の改正では、財産目録は手書きで作成する必要がなくなり、パソコンなどで作成できるようになります。もっとも財産目録の各頁に、偽装防止のため署名押印は必要です。

2019年7月1日から施行される、「婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置」ですが、婚姻20年以上の夫婦間でマイホームに関して贈与があった場合(贈与税は一定額非課税)、現行では遺産の先渡しとして受取ったものとして取り扱われるため、結局贈与があった場合となかつ

施行日	改正ポイント
2019年1月13日	自筆証書遺言書の方式緩和
2019年7月1日	婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置
	預貯金の払戻し制度の創設
	遺留分制度の見直し
	特別の寄与の制度の創設
2020年4月1日	配偶者居住権の新設
2020年7月10日	法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

た場合に、最終的には取得財産に差はないこととなります。改正では、遺産の先渡しを受取ったものとして取り扱う必要はなくなり、贈与によってより多くの財産を取得できるようになります。

「預貯金の払戻し制度の創設」は、現行は、生活費や葬儀費用の支払いなど資金が必要な時に、遺産分割(複数の相続人で遺産を分配すること)が終了するまでは、被相続人の預貯金の払戻しはできません。改正後は、(相続時の預貯金の額)×(3分の1)×(払戻しを求める共同相続人の法定相続分)までの一定割合(1つの金融機関からは150万円まで)を相続人単独で、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口で支払いが受けられるようになります。また、支払いの必要性があると認められる場合は、他の相続人の利害を害さない限り、家庭裁判所の判断で仮払いも認められるようになります。

相続法は、財産の多寡に関係なく誰にでも関連する法律です。今回は改正の続きを解説します。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイアードファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

☎076-232-2038 ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00